

私たちは許さない!
日航の子会社つぶし



日東整争議を
勝たせる会
NEWS

No.007 2012.10
発行:日東整争議を勝たせる会
連絡先:航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田5-11-4
フェニックスビル内
mail: honbu@kohkuren.org
TEL03-3742-3251 FAX03-5737-7819

日東整不当解雇撤回裁判、第3回口頭弁論報告

日東整排除の証拠文書提出求める

第3回口頭弁論は10月1日11時から東京地方裁判所631号法廷で行われました。約10分という短時間でしたが、被告側から出された「準備書面(1)」(9月21日付)原告「文書提出命令申立書」提出(9月28日付)原告「訴えの取下書」提出(9月28日付)次回裁判期日等のやり取り・確認が行われました。裁判及びその報告と宣伝行動を合わせた参加者は86名でした。ご支援に駆けつけて頂いた皆様、ありがとうございました。

坂井事務局長が主催者挨拶

航空連・日東整備争議対策会議を代表して、坂井事務局長が挨拶。8月末に集約した3519筆の署名をもって9月7日に東京地裁に要請を行った報告などこれまでの運動にふれつつ、「30年の長きにわたり」JALの安全運航の一翼を支えてきた日東整を、日航はその強い支配によって、会社ごとつぶしたが、雇用を引き継ぐべきである。」「数多あるグループ会社のなかで日東整だけを排除した。これは労働組合を嫌悪した不当労働行為であることは明らか」とのべ、解雇撤回を勝ち取るべく頑張るとの決意を表明し、更なる支援を訴えました。

日東整排除の証拠文書提出を行わせる

今回の裁判の内容について安原弁護士から報告がありました。原告側から出した文書について「訴えの取り下げは日東整が会社として消滅したためであること、文書提出命令申立書は、申立をしたからといって当然に裁判所が決定を出すわけではないこと、しかし、命令が出たにもかかわらず会社がその文書を提出しなかった場合に、こちらの主張する事実が認められる(推定される)こと等」の説明がされました。

そして原告側としては、被告日航らがいかに日東整労組を嫌悪し、日東整を排除したかを具体的に主張したこと、裁判の中でそのことを明らかにしていくことを述べ、参加者への支援を訴えるとともに激励をして頂きました。

次回裁判期日 11月26日(月)11:00~
東京地裁 631号法廷

その後、激励と支援の挨拶を東京争議団共闘会議・寺島事務局長、日航ユニオン中央執行委員会・諏訪書記長、航空労組連絡会幹事会・和波事務局次長の3名の方々から頂きました。

日航の子会社つぶしは絶対許せない!



<宣伝カーから訴える泉さん>

最後に日東整備争議団を代表し泉さんが決意表明。支援へのお礼を述べつつ、JALが破綻を機に、労働条件向上など取り組んできた日東整労組を嫌悪し、会社毎つぶし働くものの雇用を奪った行為は絶対許せないと想いを語りました。

そして、これまでの運動を振り返り、勝つまで闘う決意を表明しました。以上